

オンラインで請求した登記事項証明書等を 長井市役所内の窓口で受け取ることができます。

平成26年6月23日から、自宅や事務所からオンラインにより請求した登記事項証明書及び会社・法人の印鑑証明書を長井市役所の窓口（長井法務局証明サービスセンター）において受け取ることができるサービスを開始しました。

あらかじめオンラインにより請求しておくことで、①書面による請求よりも手数料が安く、②最寄りの窓口で、③証明書発行請求機を操作することなく、証明書の受取ができます。

メリット①

オンライン請求（窓口受取）の手数料が適用されるので、**窓口での請求よりも手数料が安くなります。**
登記事項証明書なら、**1通600円が、480円に！**
印鑑証明書なら、**1通450円が、390円に！**

①オンラインにより、受取先を「長井法務局証明サービスセンター」を選択して請求



自宅や事務所

②長井法務局証明サービスセンター窓口で受取

「」の入力を
忘れずに！

米沢支局
（請求先登記所）



長井市役所内の窓口
（長井法務局
証明サービスセンター）



メリット②

登記所まで赴かなくても、**最寄りの窓口で受け取ることができます（郵送に要する時間もなくなります。）。**

メリット③

証明書発行請求機の**操作が不要**

手続は簡単！

オンライン請求の交付情報入力画面において、「**交付方法**」を「**窓口受取**」とし、「**請求者氏名**」欄又は「**受取人情報**」の「**住所**」欄に受取を希望する場所を「**」（かぎ括弧）**を付けて、**入力（例、「長井市役所」受取希望）**して請求するだけです。

証明書の受取には、事前に電子納付により手数料が納付されている必要があります。窓口では、手数料の納付はできませんので、御注意願います。

登記事項証明書等の受領の際には、①受け取る方の氏名及び住所、②申請番号、③請求した証明書の合計通数を確認させていただきます。そのため、請求後に通知される画面をプリントアウトして持参いただくことをおすすめします。

また、会社・法人の印鑑証明書の受領に当たっては、上記①～③の情報に加えて、印鑑カードを提示していただく必要がありますので、御注意願います。

利用方法や取扱証明書等の詳細については、以下のホームページを御覧ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00026.html

お問合せ先 山形地方法務局米沢支局 0238-22-2148